

広島県告示第八百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の土地を保安施設地区予定地にする旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不分明なため、同法第四十四条において準用する同法第三十条の規定による通知ができないので、同法第八十九条の規定によつて、その通知の内容を東広島市役所の掲示場に掲示した。

令和四年十月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安施設地区予定地の所在場所及び所有者（登記簿上の所有者）の氏名等

所 在 場 所	所 有 者（登記簿上の所有者）の氏名等
東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	勝谷九藏
東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	脇坂智
東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	藤堂善右衛門
東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	坪島平五郎
東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	佐々木和三郎
東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	坂堂糸助
東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	佐々木喜八
東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	水脇保太郎
東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	渡邊兼助
東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	渡邊知吉
東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	坂野吾助
東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	藤井亀一
東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	中川伊太郎
東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	渡邊富

東広島市西条町御藪宇字南竜王一〇七八四の二	藤原友次
東広島市西条町御藪宇字南竜王一〇七八四の二	勝谷寿一
東広島市西条町御藪宇字南竜王一〇七八四の二	内藤長一
東広島市西条町御藪宇字南竜王一〇七八四の二	佐々木吾一
東広島市西条町御藪宇字南竜王一〇七八四の二	渡邊正義
東広島市西条町御藪宇字南竜王一〇七八四の二	竹内八十八
東広島市西条町御藪宇字南竜王一〇七八四の二	内森政市
東広島市西条町御藪宇字南竜王一〇七八四の二	勝谷次作
東広島市西条町御藪宇字南竜王一〇七八四の二	大亀八治
東広島市西条町御藪宇字南竜王一〇七八四の二	五反田砂一
東広島市西条町御藪宇字南竜王一〇七八四の二	渡邊精雄
東広島市西条町御藪宇字南竜王一〇七八四の二	勝谷清人
東広島市西条町御藪宇字南竜王一〇七八四の二	後藤儀一
東広島市西条町御藪宇字南竜王一〇七八四の二	平賀正
東広島市西条町御藪宇字南竜王一〇七八四の二	坪島平太郎
東広島市西条町御藪宇字南竜王一〇七八四の二	蓮池徳平
東広島市西条町御藪宇字南竜王一〇七八四の二	坂堂謙治
東広島市西条町御藪宇字南竜王一〇七八四の二	佐々木新之助
東広島市西条町御藪宇字南竜王一〇七八四の二	坂野平七
東広島市西条町御藪宇字南竜王一〇七八四の二	勝谷壽一
東広島市西条町御藪宇字南竜王一〇七八四の二	水脇静登

東広島市西条町御園宇字南竜王一〇七八四の二	寄満俊一
東広島市西条町御園宇字南竜王一〇七八四の二	蓮池悟

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字南竜王一〇七八四の二（次の図に示す部分に限る。）
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 指定の有効期間

三年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）